

我孫子市使用料条例の一部を改正する条例（案）

我孫子市使用料条例（昭和51年条例第5号）の一部を次のように改正する。

改正後				改正前							
別表第1（第3条関係）				別表第1（第3条関係）							
1の表 略				1の表 略							
2 都市公園条例第6条に規定する 有料公園施設の利用に係るもの				2 都市公園条例第6条に規定する 有料公園施設の利用に係るもの							
区分		単位		金額 (円)		区分		単位		金額 (円)	
使 用 料	サッカー場 (1面)の 目及びサッ カー場(少 年用)(1 面)の目 略		略		略		使 用 料	サッカー場 (1面)の 目及びサッ カー場(少 年用)(1 面)の目 略		略	
	野 球 場(1 面)	湖 北 台 中 央 公 園	一 般	1 時間	1,000	野 球 場(1 面)		湖 北 台 中 央 公 園	一 般	1 時間	800
			学 生						学 生		
			高 校 生 以 下						高 校 生 以 下		
利 根	一	略	利 根	一	略						

	川 園	ゆ ゆ う う う 園	般 ・大 学 生 高 校 生 以 下		略
	野球場（少年用）（1面）の目から駐車場の目まで 略		略	略	略
入館料	略		略	略	略

備考 略

別表第3（第3条関係）

施設・設備	単位	金額
我孫子市生涯学習センター駐車場の項から布佐行政サービスセンター会	略	略

	川 園	ゆ ゆ う う う 園	般 ・大 学 生 高 校 生 以 下		略
	野球場（少年用）（1面）の目から駐車場の目まで 略		略	略	略
入館料	略		略	略	略

備考 略

別表第3（第3条関係）

施設	単位	金額
我孫子市生涯学習センター駐車場の項から布佐行政サービスセンター会	略	略

議室の項 まで 略		
小学校及び 中学校の 体育館	1 時間 当 た	100円
中学校の 体育館の 空調設備	1 時間 当 た	240円
小学校の 地域交流 教室	略	略

備考

- 1 高校生以下の者を主たる構成員とする団体が小学校又は中学校の体育館を使用する場合の**使用料（中学校の体育館の空調設備に係る使用料を除く。）**は、無料とする。

2 略

議室の項 まで 略		
小学校及び 中学校の 体育館	1 時間 当 た	100円
小学校の 地域交流 教室	略	略

備考

- 1 高校生以下の者を主たる構成員とする団体が小学校又は中学校の体育館を使用する場合は、無料とする。

2 略

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 6 年 1 0 月 1 日から施行する。ただし、別表第 3 の改正規定は、同年 6 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表第 1 の 2 の表の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 改正後の別表第 3 の規定は、令和 6 年 6 月 1 日以後の使用に係る使用料に

ついて適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。